

ほたるいか AC 規約

第1章 総則

第1条（名称）

本クラブは、ほたるいか AC（以下「本クラブ」という）と称する。

第2条（事務所）

本クラブは、事務所を代表宅に置く。

第3条（目的）

本クラブは、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団及び富山陸上競技協会に登録し、陸上競技の競技力向上及び体力の向上を図り心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

第4条（活動）

本クラブは、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

- 1 練習
- 2 イベントの企画及び運営
- 3 各種大会への参加
- 4 指導者の育成

第2章 会員

第5条（会員）

本クラブにおいて前条に定める活動を行うことを希望する者は、誰でも本クラブの会員になることができます。

第6条（構成員）

本クラブは、次に当てはまる者を構成員とする。

- 1 本クラブを支援する者
- 2 本クラブの活動に賛同し、活動を支援できる個人、または団体
- 3 本クラブの趣旨に賛同し、クラブが認めた者

第7条（入会）

本クラブの会員になることを希望する者は、本クラブの所定の様式により申込をし、入会金を支払ってください。入会金は入会契約締結及び履行のための必要経費であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第8条（会費）

会員は自ら申込むコースに応じて、本クラブが指定する手段によりそれぞれの会費を支払うものとする。一旦納入した会費は、本クラブの認める理由がある場合を除き返還しません。

第9条（会員資格の停止及び除名）

本クラブの会員が以下の事項の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の停止または除名することができます。

除名の場合、除名以前の入会金・会費は全て納入していただきます。

- 1 正当な理由なく入会金・会費を3カ月以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- 2 本規約やクラブが定める規則に違反したとき。
- 3 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。

4 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。

5 その他本クラブが社会通念に照らしクラブ員としてふさわしくないと認めたとき。

第10条（休会・退会）

会員は任意に休会・退会ができる。

1 休会は月単位とします。

2 休会中は会費はいりません。

第11条（有効期間）

本クラブの会員になる期間は、加入の申込を受付けた日からその年度の末日（3月31日）までとなります。次年度も会員になることを希望する者は、改めて前条に定めたとおり、本クラブに申込を行ってください。

第12条（登録）

本クラブは、第5条に定めるところにより会員をまとめ、日本スポーツ少年団登録システム及び日本陸上競技連盟に登録するとともに、団として滑川市スポーツ少年団に所定の登録料を支払って、本クラブの登録を行います。また、会員登録に明記された会員は、全員公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入いたします。

第3章 運営

第13条（会計）

本クラブは以下の収入により運営する。

- 1 入会金・会費
- 2 補助金
- 3 寄付金
- 4 イベント収入

第4章 その他

第14条（所属団体の規定の適用）

本クラブの活動に当たっては、本クラブが登録する、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団、富山県スポーツ少年団、滑川市スポーツ少年団および日本陸上競技連盟、富山県中学校体育連盟（以下総称して「所属団体」といいます。）の諸規定が適用されます。本クラブの活動に参加する者は、所属団体に対する個別の登録の有無にかかわらず、所属団体の諸規定を遵守するものとし、これに違反した場合には本クラブおよび所属団体から処分を受けることがあることを予め承諾するものとします。

第15条（個人情報の取扱と利用目的）

1 本クラブの活動により得られた個人情報（氏名、生年月日、年齢、学年、住所、電話番号、メールアドレス、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の登録番号、資格名）は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うことといたします。

2 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、本人（未成年の場合は、保護者）の承諾なく、他の目的には利用いたしません。

- ・所属団体登録手続き
- ・事業及び各種大会への参加申込

3 その他必要な場合、個人情報利用前に本人（未成年の場合は、保護者）に承諾を得ることとします。

附則 本規約は、2025年2月1日より施行します。